

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新										
<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き</p> <p>(相互接続点の調査及び設置申込み)</p> <p>第10条の3 1～4 (略) 5 (略) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する通信用建物等に関し、電力会社（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。）と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。</p> <p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き</p> <p>(優先パケット機能の接続に係る管理方針)</p> <p>第34条の14 1 (略)</p> <p>2 当社は、端末系交換機能第10欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄（以下、「優先クラス通信機能」といいます。）との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1のプラン3及び10Gbit/sのもの、メニュー5-2及びメニュー5-4（以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。）の場合は1Mbit/s（音声のみに利用する場合は4Mbit/s）、メニュー5-1のプラン5（以下、「ビジネスタイプ」といいます。）の場合は10Mbit/s（音声のみに利用する場合は12Mbit/s）とします。</p> <p>3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと1回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ（以下「設定パターン」といいます。）を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利</p>	用語	意味	1～99-3 (略)	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-4 IP電話</td> <td>当社及び他事業者がインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き</p> <p>(相互接続点の調査及び設置申込み)</p> <p>第10条の3 1～4 (略) 5 (略) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する通信用建物等に関し、電力会社（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。）と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。</p> <p>第3章 協定の締結手続き等</p> <p>第6節の3 優先パケット機能の接続に関する手続き</p> <p>(優先パケット機能の接続に係る管理方針)</p> <p>第34条の14 1 (略)</p> <p>2 当社は、端末系交換機能第10欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄及びルーティング伝送機能第2欄ウ欄（以下、「優先クラス通信機能」といいます。）との接続にあたって、1回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1のプラン3、メニュー5-2及びメニュー5-4（以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。）の場合は1Mbit/s（音声のみに利用する場合は4Mbit/s）、メニュー5-1のプラン5（以下、「ビジネスタイプ」といいます。）の場合は10Mbit/s（音声のみに利用する場合は12Mbit/s）とします。</p> <p>3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと1回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ（以下「設定パターン」といいます。）を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能</p>	用語	意味	1～99-3 (略)	(略)	99-4 IP電話	当社及び他事業者がインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割
用語	意味										
1～99-3 (略)	(略)										
用語	意味										
1～99-3 (略)	(略)										
99-4 IP電話	当社及び他事業者がインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割										

用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1の10Gbit/sのものの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプ(ただし、同メニュー5-1の10Gbit/sのものを除きます。)の場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ13とします。

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第34条の15

- 1 (略)
- 2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。
  - (1) (略)
  - (2) 一度に申込み設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1の10Gbit/sのものの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプ(ただし、同メニュー5-1の10Gbit/sのものを除きます。)の場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2(その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。)以下であること

(光回線設備の回線調整等工事)

第37条の4 当社は、第37条(その他の工事の請求)第1項の規定に基づき、光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この条において同じとします。)の回線調整等工事の請求を承諾したときは、協定事業者から指定のあった光回線設備の回線調整等工事を行います。この場合において、当社は光回線設備の回線調整等工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とすることを保証しないものとします。

## 第10章 料金等

### 第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄若しくは第4欄若しくは第7欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特定光信号端末回線管理機能の場合  
当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)
- (4) 端末系交換機能第10欄ア(イ)欄若しくはイ(イ)欄又はルーティング伝送機能第2欄の場合  
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間

を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1の10Gbit/sのものの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ13とします。

(優先クラス通信機能の接続申込み)

第34条の15

- 1 (略)
- 2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。
  - (1) (略)
  - (2) 一度に申込み設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5-1の10Gbit/sのものの場合、ファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2(その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。)以下であること

(光回線設備の回線調整等工事)

第37条の4 当社は、第37条(その他の工事の請求)第1項の規定に基づき、光回線設備(光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。以下この条において同じとします。)の回線調整等工事の請求を承諾したときは、協定事業者から指定のあった光回線設備の回線調整等工事を行います。この場合において、当社は光回線設備の回線調整等工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とすることを保証しないものとします。

## 第10章 料金等

### 第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄若しくは第4欄若しくは第7欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、DSL回線管理機能、DSL回線故障対応機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、IP通信網回線管理機能、波長多重機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、特定光信号端末回線管理機能又はルーティング伝送機能第4欄ア欄の場合  
当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)
- (4) 端末系交換機能第10欄ア(イ)欄若しくはイ(イ)欄又はルーティング伝送機能第2欄若しくは第4欄イ欄の場合  
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間

( I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第 102 条 接続申込者が、第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続の申込みと併せて I P 通信網県間区間伝送路の接続を申込み場合において、I P 通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第 11 条（事前調査の申込み）、第 12 条（事前調査の受付及び順番）、第 13 条（事前調査の回答）、第 21 条（接続申込み）、第 22 条（接続申込みの承諾）、第 38 条（標準的接続期間）、第 40 条（協定の単位）から第 46 条（協定の消滅）及び第 99 条の 8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）第 1 項の規定を準用します。

2 (略)

3 協定事業者は、優先パケット I P 通信網県間区間伝送機能（I P 通信網県間区間伝送路を利用して優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定した I P パケットに係る交換及び伝送を行う機能をいいます。以下、同じとします。）又は第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合の I P 通信網県間区間伝送機能の利用について、次の規定に従い、料金表第 5 表第 1（I P 通信網県間区間伝送路に係るもの）2（料金額）に規定する料金額の支払いを要します。

(1) 優先パケット I P 通信網県間区間伝送機能の場合

第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項第 4 号、第 3 項及び第 5 項の規定を準用します。

(2) 第 5 条第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合の I P 通信網県間区間伝送機能の場合

第 65 条（従量制の網使用料の支払義務）を準用します。

( I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第 102 条 接続申込者が、第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続の申込みと併せて I P 通信網県間区間伝送路の接続を申込み場合（I P o E 方式で接続を行う場合及び I P 電話の提供の用に供する場合を除きます。以下この条において同じとします。）において、I P 通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第 11 条（事前調査の申込み）、第 12 条（事前調査の受付及び順番）、第 13 条（事前調査の回答）、第 21 条（接続申込み）、第 22 条（接続申込みの承諾）、第 38 条（標準的接続期間）、第 40 条（協定の単位）から第 46 条（協定の消滅）及び第 99 条の 8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）第 1 項の規定を準用します。

2 (略)

3 削除

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5又は2-13第2欄(ウ欄を除きます。)規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(イ) (略) (ウ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (ハ)～(キ) (略) (ク) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2第10欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせて適用します。 イ～ウ (略)
(9)～(10)-3 (略)	(略)
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	ア～イ (略) ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれ組み合わせて適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/sを超えて10Gbit/s未満となる場合には、1Gbit/s未満の端数を、10Gbit/sを超えて100Gbit/s未満となる場合には、10Gbit/s未満の端数を、100Gbit/sを超えて1Tbit/s未満となる場合には、1Tbit/s未満の端数を、1Tbit/sを超えて10Tbit/s未満となる場合には、1Tbit/s未満の端数を、10Tbit/sを超える場合に、10Tbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が100Gbit/sを超えるときは、100Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を100Gbit/sを超えた10Gbit/sごとに加算して適用するものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア (略) イ 2-2第9欄若しくは第10欄(ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。)、2-4第4欄(イ欄を除きます。)、2-4の2、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5、2-13第2欄(ウ欄を除きます。)又は2-13第4欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7)～(イ) (略) (ウ) 2-2第9欄ア(イ)欄及び第10欄ア(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ欄 (ハ)～(キ) (略) (ク) 2-2第9欄イ欄及び第10欄イ(7)欄、2-4第4欄エ欄、2-7の2、2-7の3、2-7の4、2-7の5並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄及び第4欄ウ欄
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-2第10欄ア(イ)欄又はイ(イ)欄、2-13第2欄ウ欄及び第4欄イ欄については、組み合わせて適用します。 イ～ウ (略)
(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-13第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数乗して得た額を適用します。 イ 2 (料金額) 2-13第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。 (7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点 (イ) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点 (ウ) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及び山梨県内の相互接続点
(9)～(10)-3 (略)	(略)
(10)-4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	ア～イ (略) ウ 2-6の3-2又は2-6の3-3に掲げる料金額については、それぞれ組み合わせて適用する2-1-1-1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未満となる場合には、100Mbit/s未満の端数を、1Gbit/sを超えて10Gbit/s未満となる場合には、1Gbit/s未満の端数を、10Gbit/sを超えて100Gbit/s未満となる場合には、10Gbit/s未満の端数を、100Gbit/sを超えて1Tbit/s未満となる場合には、1Tbit/s未満の端数を、1Tbit/sを超えて10Tbit/s未満となる場合には、1Tbit/s未満の端数を、10Tbit/sを超える場合に、10Tbit/s未満の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に応じて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が100Tbit/sを超えるときは、100Tbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を100Tbit/sを超えた10Tbit/sごとに加算して適用するものとします。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)							
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額	
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額	
				(4) (7) (4)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額	
	エ 2芯式のもの	(7)~(4) (略)	(4) (7) (4)以外のもの	1回線ごとに	3,689円		
(4)~(5) (略)							

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考					
(1)~(2) (略)									
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額		
					② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額		
					③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額		
				(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額		
					② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		
					③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額		
			(4) (7) (4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額			
				② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額			
				③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額			
			エ 2芯式のもの	(7)~(4) (略)	(4) (7) (4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,139円	
						② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,145円	
						③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,110円	
(4)~(5) (略)									

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準接続所)第1項第3欄に接する場合)	ア 光信号端末回線 (光外ブリタを含まないに限り、)により芯で伝送を行う機能	(7) 光回線接続モジュール (光回線接続モジュールを成るであって、線盤に設置するをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ (保守利用を目的として光の一部の帯域を制限するをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,791円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,791円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,845円
(4) 光回線接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,791円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,791円

(6) 端末回線伝送機能 (第5条(標準接続所)第1項第3欄に接する場合)	ア 光信号端末回線 (光外ブリタを含まないに限り、)により芯で伝送を行う機能	(7) 光回線接続モジュール (光回線接続モジュールを成るであって、線盤に設置するをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ (保守利用を目的として光の一部の帯域を制限するをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,009円			
				B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,012円			
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円			
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,009円			
				B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,012円			
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円			
			③ ①②以外のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,069円			
				B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,072円			
				C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,055円			
			(4) 光回線接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,009円
							B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,012円
							C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,995円
② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに				2,009円			
	B 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに				2,012円			
	C 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに				1,995円			

			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,845円	
イ	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	1,476円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	1,476円	
		(7) (7)(4)以外のもの		1回線ごとに	1,516円	
(7)~(8) (略)						
(9)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの		1回線ごとに	3,838円	
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの		1回線ごとに	6,592円	
		ウ 2Gbit/sから400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの		1回線ごとに	2,209円	

			③ ①②以外のもの			2,069円
						2,072円
						2,055円
イ	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,779円	
			② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,774円	
			③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,779円	
			② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,774円	
			③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,746円	
		(7) (7)(4)以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,829円	
			② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,824円	
			③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,795円	
(7)~(8) (略)						
(9)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの		1回線ごとに	3,868円	
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの		1回線ごとに	9,404円	
		ウ 2Gbit/sから400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの		1回線ごとに	2,470円	

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合） 光信号主端回線（光局外スリットを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能） ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額に、 191円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額に、 146円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(7) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

月額

区分	単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合） 光信号主端回線（光局外スリットを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能） ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 1,612円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額に、 146円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(7) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 2-1-1-1第6欄イ(7)に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,356円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)欄に規 定する料金 額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)欄に規 定する料金 額に、  191円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(4) 令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	令和5年4 月1日から 令和6年3 月31日まで 適用する2 -1-1-1 -1第6欄イ (4)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1回線ご とに	令和5年4 月1日から 令和6年3 月31日まで 適用する2 -1-1-1 -1第6欄イ (4)欄に規定 する料金額 に、  146円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(6) 令和6年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ご とに	令和6年4 月1日以 降に適用 する2-1-1 -1第6欄 イ(4)欄に規 定する料金 額に、  122円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
ウ アイ以外 のもの	(7) 令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,393円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)欄に規 定する料金 額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)欄に規 定する料金 額に、  196円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  196円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

イ 保守の区別 がタイプ1 -2のもの	(7) 令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,612円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)②欄に 規定する料 金額に、  146円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(4) 令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	令和6年4 月1日 から令和 7年3月 31日まで 適用する 料金	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)③欄に 規定する料 金額に、  122円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
	(6) 令和7年 4月1日 以降に適 用する料 金	1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)④欄に 規定する料 金額に、  169円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。
ウ アイ以外 のもの	(7) 令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金	1回線ご とに	1,657円	接続開始日から、1年未 満の場合に適用します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)①欄に 規定する料 金額	接続開始日から、1年以 上2年未満の場合に適用 します。
		1回線ご とに	2-1-1 -1第6欄 イ(4)②欄に 規定する料 金額に、  151円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以 上3年未満の場合に適用 します。また、料金表通 則の規定にかかわらず左 欄に掲げる  151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加 算するものとします。

				(イ) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 151円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  151円 を加算した 料金額  のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(ウ) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 125円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  125円 を加算した 料金額  のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				(イ) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 125円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  125円 を加算した 料金額  のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(ウ) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、 174円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  174円 を加算した 料金額  のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			
	イ 1芯式のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	151円	
	ウ (略)			

2-1-1-2 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			
	イ 1芯式のもの	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	153円	
	ウ (略)			

(2) 2-1-1-1 第2欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐末端線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	328円	65円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	328円	65円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	338円	67円
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの）を利用するもの	① 当社が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	333円	65円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	333円	65円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	343円	67円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	329円	65円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	329円	65円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	339円	67円
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端回線ごとに	1,476円		

(2) 2-1-1-1 第2欄又は第6欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐末端線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの）を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	328円	64円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	328円	64円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	338円	66円
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるもの）を利用するもの	① 当社が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	333円	64円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	333円	64円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	343円	66円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐末端回線収容キャビネット等にその光信号分岐末端回線が収容されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	327円	64円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	327円	64円
			C AB以外のもの	1光信号分岐末端回線ごとに	337円	66円
	イ 光信号主端回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1光信号主端回線ごとに	1,779円	
② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金			1光信号主端回線ごとに	1,774円		
③ 令和7年4月1日以降に適用する料金			1光信号主端回線ごとに	1,746円		

(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主 端末回線ご とに	1,476円
	(5) (7) (4) 以外のもの	1 光信号主 端末回線ご とに
(3) (略)		

(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	1,779円
	② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	1,774円
	③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	1,746円
(5) (7) (4) 以外のもの	① 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	1,829円
	② 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	1,824円
	③ 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主 端末回線ご とに	1,795円
(3) (略)			

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	1 光信号主 端末回線ご とに	1,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1 光信号主 端末回線ご とに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主 端末回線ご とに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 191円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主 端末回線ご とに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主 端末回線ご とに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 146円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	1 光信号主 端末回線ご とに	1,612円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	1 光信号主 端末回線ご とに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主 端末回線ご とに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 146円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主 端末回線ご とに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主 端末回線ご とに	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 を加算した 料金額

	(7) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、  122円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	1,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、  191円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  191円 のうち、 188円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1 光信号 主端未回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、  146円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(7) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(4)欄に規定する料金額に、  122円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	(7) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、  169円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	1,612円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額に、  146円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  146円 のうち、 144円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額に、  122円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	(7) 令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号 主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(4)②欄に規定する料金額に、  169円 を加算した 料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	1,393円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 196円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  196円 のうち、 193円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(4)	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端未回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
(7)	令和6年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-2~2-6の2 (略)

ウ	アイ以外のもの	(7)	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	1,657円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 151円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  151円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
(4)	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
(7)	令和7年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、 174円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる  174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

2-1-2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能  
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	204,101円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	14,241円	—
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	18,862円	
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	22,261円	
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	25,048円	
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	27,446円	
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	29,566円	
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	31,463円	
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	33,249円	
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	34,869円	
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	36,377円	
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	48,345円	
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	57,033円	
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	64,220円	
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	70,350円	
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	75,814円	
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	80,776円	
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	85,350円	
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	89,590円	
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	93,552円	
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	124,554円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	147,383円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	166,153円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	182,421円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	196,910円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	210,120円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	222,329円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	233,648円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	244,356円		
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	328,807円		
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	392,408円		
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	445,612円		

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能  
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。）	209,877円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区分		料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（都道府県の区域における通信に係るものに限ります。）	61,433円	—
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	81,352円	
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	95,991円	
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	107,991円	
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	118,311円	
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	127,431円	
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	135,591円	
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	143,271円	
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	150,231円	
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	156,711円	
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,076円	
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	245,282円	
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	276,010円	
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,177円	
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325,465円	
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	346,594円	
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	366,042円	
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	384,051円	
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	400,860円	
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	531,754円	
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	627,372円		
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	705,472円		
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	772,773円		
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	832,396円		
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	886,499円		
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	936,283円		
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	982,227円		
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,025,532円		
20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,360,910円		
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,606,300円		
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,806,815円		

50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	492,366円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	534,616円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	573,586円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	609,887円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	644,131円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	676,652円

50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,979,493円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,132,734円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,271,817円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,399,381円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,518,066円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,629,313円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,495,086円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,130,248円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,650,944円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,100,369円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,500,601円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,864,117円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,198,836円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	6,510,278円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	6,802,523円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	9,097,450円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	10,802,531円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	12,215,328円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	13,446,468円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	14,551,383円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,562,231円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	16,499,647円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	17,377,551円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	18,206,741円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,891,323円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	30,068,654円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	34,498,717円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38,464,679円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	42,107,401円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	45,509,913円
80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	48,724,769円
90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	51,787,963円
100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	54,725,894円

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。))	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	42,408円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	56,191円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	66,334円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	74,657円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	81,822円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	88,159円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	93,835円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	99,180円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	104,028円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	108,545円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	144,454円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	170,600円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	192,279円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	210,814円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	227,364円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	242,424円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,327円
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	269,236円
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	281,318円
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	376,494円
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	447,347円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	506,121円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	557,450円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	603,484円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	645,713円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	684,963円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	721,566円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	756,349円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 (LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。))	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,288円
	20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	176,506円
	30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	208,271円
	40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	234,309円
	50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	256,702円
	60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	276,492円
	70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	294,200円
	80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	310,866円
	90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	325,971円
	100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	340,034円
	200Mbit/sの符合伝送が可能なもの	451,511円
	300Mbit/sの符合伝送が可能なもの	532,272円
	400Mbit/sの符合伝送が可能なもの	598,975円
	500Mbit/sの符合伝送が可能なもの	655,786円
	600Mbit/sの符合伝送が可能なもの	706,350円
	700Mbit/sの符合伝送が可能なもの	752,228円
	800Mbit/sの符合伝送が可能なもの	794,462円
	900Mbit/sの符合伝送が可能なもの	833,571円
	1Gbit/sの符合伝送が可能なもの	870,078円
	2Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,154,447円
3Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,362,284円	
4Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,532,115円	
5Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,678,517円	
6Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,808,260円	
7Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,926,027円	
8Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,034,424円	
9Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,134,490円	
10Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,228,829円	

20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,036,835円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,255,273円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,442,770円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,611,074円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,765,976円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	1,911,115円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,048,313円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,179,388円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,305,334円

20Gbit/sの符合伝送が可能なもの	2,960,327円
30Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,496,588円
40Gbit/sの符合伝送が可能なもの	3,935,492円
50Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,314,002円
60Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,650,342円
70Gbit/sの符合伝送が可能なもの	4,955,964円
80Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,236,596円
90Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,497,965円
100Gbit/sの符合伝送が可能なもの	5,743,194円
200Gbit/sの符合伝送が可能なもの	7,660,278円
300Gbit/sの符合伝送が可能なもの	9,077,037円
400Gbit/sの符合伝送が可能なもの	10,245,455円
500Gbit/sの符合伝送が可能なもの	11,259,246円
600Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12,166,308円
700Gbit/sの符合伝送が可能なもの	12,993,713円
800Gbit/sの符合伝送が可能なもの	13,758,643円
900Gbit/sの符合伝送が可能なもの	14,473,072円
1Tbit/sの符合伝送が可能なもの	15,145,850円
2Tbit/sの符合伝送が可能なもの	20,512,186円
3Tbit/sの符合伝送が可能なもの	24,598,814円
4Tbit/sの符合伝送が可能なもの	28,051,314円
5Tbit/sの符合伝送が可能なもの	31,109,697円
6Tbit/sの符合伝送が可能なもの	33,894,229円
7Tbit/sの符合伝送が可能なもの	36,474,674円
8Tbit/sの符合伝送が可能なもの	38,895,807円
9Tbit/sの符合伝送が可能なもの	41,187,823円
10Tbit/sの符合伝送が可能なもの	43,374,151円
20Tbit/sの符合伝送が可能なもの	61,750,252円
30Tbit/sの符合伝送が可能なもの	76,856,277円
40Tbit/sの符合伝送が可能なもの	90,341,059円
50Tbit/sの符合伝送が可能なもの	102,818,943円
60Tbit/sの符合伝送が可能なもの	114,595,539円
70Tbit/sの符合伝送が可能なもの	125,850,983円
80Tbit/sの符合伝送が可能なもの	136,699,296円
90Tbit/sの符合伝送が可能なもの	147,218,570円
100Tbit/sの符合伝送が可能なもの	157,466,075円

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)			

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1)~(3) (略)			
(4) 一般IP通信 網間中継系 ルータ交換伝 送機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するもの(以下同じとします。)等により通信の交換及び伝送を行う機能(優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。)	7,016,667円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	3,840,909円
	ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄(IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。)で接続する場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	0,00014152円
		1秒ごとに	0,000026494円

2 工事費の額  
2-1 (略)

2-2 2-1以外の工事費

区分		単位	備考
(1)~(6) (略)			
(7) 光回線設備調整等工事費	光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。）の回線調整等に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	

2 工事費の額  
2-1 (略)

2-2 2-1以外の工事費

区分		単位	備考
(1)~(6) (略)			
(7) 光回線設備調整等工事費	光回線設備（光信号局内伝送路及び特定光信号端末回線を含みます。）の回線調整等に係る工事に要する費用	1 工事ごとに	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区分		単位	料金額	備考		
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	250円	—	
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額		255円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額		250円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 IP通信網県間区間伝送路に係るもの

1 適用

区分	内容
(1) 優先バケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) ア欄に掲げる料金額は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、相互接続通信が都道府県の区域をまたがるときに適用します。
(2) 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) イ欄に掲げる料金額は、協定事業者が第1表（接続料金）第1（総使用料）1（適用）第5欄イ欄（わ）欄に定める組み合わせの対象となる機能を利用するときに適用します。

2 料金額

区分	単位	料金額	備考
ア 優先バケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金	1Mbitまでごとに月額	0.00014152円	—
イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続する場合のIP通信網県間区間伝送機能に係る料金	1秒ごとに	0.000026494円	—

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区分		単位	料金額	備考		
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	246円	—	
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額		251円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額		246円

第5表 その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第1 削除

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合 接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.91%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合 接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.69%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	

附 則（令和 3 年 6 月 2 日東相制第20-00078号）

1 （略）

（光 I P 電話接続機能に係る経過措置）

2 この改正規定の適用日から令和 6 年12月31日までの間、協定事業者が I G S 又は第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合は、料金表第 1 表第 1 又は第 5 表第 1 の規定にかかわらず、以下の全ての機能を組み合わせて適用します。また、第 1 欄及び第 2 欄の機能に係る料金については 1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分	単位	料金額	備考
(1)～(2)（略）	_____	_____	_____
(3) 第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合の I P 通信網県間区間伝送機能	1 秒ごとに	(略)	_____

附 則（令和 3 年 6 月 2 日東相制第20-00078号）

1 （略）

（光 I P 電話接続機能に係る経過措置）

2 この改正規定の適用日から令和 6 年12月31日までの間、協定事業者が I G S 又は第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄で接続する場合は、料金表第 1 表第 1 の規定にかかわらず、以下の全ての機能を組み合わせて適用します。また、第 1 欄及び第 2 欄の機能に係る料金については 1 通信ごとの料金額及び 1 秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。

区分	単位	料金額	備考
(1)～(2)（略）	_____	_____	_____
(3) 一般 I P 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	1 秒ごとに	(略)	_____
第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 7-2 欄（I P 通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合			

附 則（令和 5 年 7 月 31 日東相制第000200000023号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 31 日から実施し、この改正規定のうち、料金表に定める接続料、別表 4 の違約金の額については、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して適用します。ただし、第 3 条（用語の定義）第 99-4 欄、第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 102 条（I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等）第 1 項及び第 3 項、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）第 5 欄、第 8-11 欄、第 8-12 欄、2（料金額）2-13（ルーティング伝送機能）、附則（令和 3 年 6 月 2 日東相制第 20-00078 号）第 2 項並びに本附則第 3 項については、令和 5 年 6 月 16 日に、料金表第 1 表第 1（網使用料）第 2（料金額）2-6 の 3（イーサネットフレーム伝送機能）については、令和 3 年 4 月 1 日に、それぞれ遡及して適用することとし、第 37 条の 4（光回線設備の回線調整等工事）及び料金表第 2 表第 1（工事費）2（工事費の額）2-2（2-1 以外の工事費）の表中第 7 欄に規定する工事費については、当社の準備が整い次第、実施します。

（イーサネットフレーム伝送に係る端末回線伝送機能に関する遡及適用）

2 前項の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 1（網使用料）2-1-1-1（基本料）第 9 欄について、令和 3 年度及び令和 4 年度に適用する接続料金は以下のとおりとし、第 1 号については令和 3 年 4 月 1 日に、第 2 号については令和 4 年 4 月 1 日に、それぞれ遡及して適用します。

(1) 令和 3 年度に適用する接続料金

区分	単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-3 欄で接続する場合）	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	3,851 円
	イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,387 円
	ウ 2Gbit/s から 400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	2,453 円

(2) 令和4年度に適用する接続料金

	区分	単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	3,644円	
	イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,180円	
	ウ 2Gbit/sから400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,246円	

（一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る経過措置）

3 協定事業者が、令和5年6月15日まで当社の非指定電気通信設備との接続に関する契約約款料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-3（IP通信網県間区間伝送機能）第6欄に規定する機能を利用している場合（当該機能を利用する旨の申込みを行っている場合を含みます。）であって、当該機能との接続を終了する旨を申し出ないときは、当社は当該協定事業者について、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-13（ルーティング伝送機能）第4欄ア欄に規定する機能を利用するものとみなします。

（網使用料の算定に係る措置）

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の2）に限り、以下この附則の第6項までにおいて同じとします。）について、令和4年度以前に適用した網使用料の原価の実績値（令和4年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、令和5年度以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

5 当社は、この改正規定に係る令和4年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和4年度に係るものに限り、）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

6 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

7 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

旧		新	
技術的条件集		技術的条件集	
通則		通則	
(略)		(略)	
(3) 発信種別	<p>形態 3-3 <u>及び</u>形態 4-6 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念</p> <p>発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表 1 及び別表 2 を参照</p> <p>(略)</p>	(3) 発信種別	<p>形態 3-3、<u>形態 4-6 及び</u>形態 17-2 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念</p> <p>発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表 1 及び別表 2 を参照</p> <p>(略)</p>
(略)		(略)	

第 29 節の 2 形態 1 7 - 2  
(接続方式)

第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は、次のとおりとします。

(略)

エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号

(略)

第 29 節の 2 形態 1 7 - 2  
(接続方式)

第 124 条の 3 当社網と協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と協定事業者網間で使用する電気通信番号は、次のとおりとします。

(略)

エ 付加的役務接続呼のダイヤル番号

(略)

(オ) 161

(カ) 162

(キ) 188

(ク) 189

(ケ) 0120 + DEF + GHJ

DEF : 事業者識別番号

GHJ : 加入者番号

(コ) 0800 + DEF + GHJK

DEF : 事業者識別番号

GHJK : 加入者番号

(サ) 0570 + DEF + GHJ

DEF : 事業者識別番号

GHJ : 加入者番号

オ 国際呼のダイヤル番号

010 + CC + NN

010 : 国際プレフィックス

CC : 国番号

NN : 国内番号

カ 事業者設備接続呼のダイヤル番号

(ア) 00XY～

(イ) 0091NN～

別表 1

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

インタフェース種別	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルレ-接続インタフェ-ース	IP通信網一般中継局ルータ接続インタフェ-ース	一般中継局ルータ接続インタフェ-ース (音声等接続用ルータ接続インタフェ-ース)	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェ-ース
接続番号	形態 1 5 (IP通信網収容局ルータ接続インタフェ-ース)	形態 16	形態 17	形態 17-2	形態 19
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	-	二	(分類によらない)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号			-	二	
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号			出入	出 (注 1) 入 (注 2)	
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号			-	出 (注 1)	
分類 5 (0A0-CDE ~) PHS系番号			-	出 (注 1)	
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号			-	出 (注 1)	
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号			-	-	

別表 1

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号  
(略)

インタフェース種別	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルレ-接続インタフェ-ース	IP通信網一般中継局ルータ接続インタフェ-ース	一般中継局ルータ接続インタフェ-ース (音声等接続用ルータ接続インタフェ-ース)	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェ-ース
接続番号	形態 1 5 (IP通信網収容局ルータ接続インタフェ-ース)	形態 16	形態 17	形態 17-2	形態 19
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	-	出 (注 1)	(分類によらない)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号			-	出 (注 1)	
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号			出入	出入	
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番号			-	出	
分類 5 (0A0-CDE ~) PHS系番号			-	出	
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号			-	出	
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号			-	出 (注 1)	

分類 9 (050C ～K) I P 電話番号			—	出 (注 1)	
-------------------------------	--	--	---	---------	--

凡例 — : 未規定

(注 1) 当社の「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」及び「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

(注 2) 当社の「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」及び「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」に基づく一部の端末による接続に限る。

(注 3) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6 - 2 及び形態 6 - 3 での直接協定事業者網の N S P 又は S C P から信号により通知する接続番号が 0A ~ J での接続及び形態 4 - 6 での分類 3 の当社出接続において提供する。

。

分類 9 (050C ～K) I P 電話番号			—	出	
-------------------------------	--	--	---	---	--

凡例 — : 未規定

(注 1) 当社の「電話サービス契約約款」及び「総合デジタル通信サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

(注 2) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6 - 2 及び形態 6 - 3 での直接協定事業者網の N S P 又は S C P から信号により通知する接続番号が 0A ~ J での接続及び形態 4 - 6 での分類 3 の当社出接続において提供する

別表 1  
(略)

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
(略)

サ ファクシミリ通信網サービス接続機能は、形態6-2での接続番号が161及び162の当社出接続において提供する。

(略)

ツ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態4-6での接続番号が188または189の当社出接続において提供する。

(略)

- (3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
(略)

ケ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態17での接続番号が0800+DEFGHJKの当社出入接続、及び形態4-6での接続番号が0570+DEFGHJの当社出接続において提供する。

(略)

別表 1  
(略)

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
(略)

サ ファクシミリ通信網サービス接続機能は、形態6-2及び形態17-2での接続番号が161及び162の当社出接続において提供する。

(略)

ツ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態4-6及び形態17-2での接続番号が188または189の当社出接続において提供する。

(略)

- (3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。  
(略)

ケ 付加的機能識別番号接続の方式は、形態17での接続番号が0800+DEFGHJKの当社出入接続、形態17-2での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社出接続、及び形態4-6、形態17-2での接続番号が0570+DEFGHJの当社出接続において提供する。

(略)

3. 国際系番号 (010～) への接続条件

- (1) 国際系番号 (010～) への接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 国際系番号 (010～) は、形態17-2での接続番号が010の当社出接続において提供する。

別表 2

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

着信短縮ダイヤル機能 (東日本全域型)(西日本 全域型)[#ダイヤル]	1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする
---	---

(略)

映像通信機能	1. 分類 3 及び発信種別 1 の接続番号への発信時、及び協 定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする。
--------	--

(略)

事業所番号ルーチング 機能 [グループダイヤリン グ]	1. 分類 3 の接続番号への内線グループ内発信時、及び協 定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用 可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする。
--------------------------------------	---

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

着信短縮ダイヤル機能 (東日本全域型)(西日本 全域型)[#ダイヤル]	1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とす る。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする
---	---

(略)

映像通信機能	1. 分類 3 及び発信種別 1 の接続番号への発信時、及び協 定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする。
--------	--

別表 2

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

着信短縮ダイヤル機能 (東日本全域型)(西日本 全域型)[#ダイヤル]	1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とす る。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7 - 2 とする
---	---

(略)

映像通信機能	1. 分類 3 及び発信種別 1 の接続番号への発信時、及び協 定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7 - 2 とする。
--------	--

(略)

事業所番号ルーチング 機能 [グループダイヤリン グ]	1. 分類 3 の接続番号への内線グループ内発信時、及び協 定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用 可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7 - 2 とする。
--------------------------------------	---

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

着信短縮ダイヤル機能 (東日本全域型)(西日本 全域型)[#ダイヤル]	1. 分類 3 の接続番号への発信時に本機能を利用可能とす る。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7 - 2 とする
---	---

(略)

映像通信機能	1. 分類 3 及び発信種別 1 の接続番号への発信時、及び協 定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 及び形態 1 7 - 2 とする。
--------	--

別表 36.2

【参照規格一覧】

- ・“緊急通報呼に関する NNI 仕様 (Network-to-Network Interface (NNI) specification for emergency) ”, TTC 標準 JJ-90.28, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2019 年 5 月
- ・“IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース ( Common interconnection interface between IMS operator’ s networks) ”, TTC 標準 JJ-90.30, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2019 年 5 月
- ・“キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for carrier ENUM) ”, TTC 標準 JJ-90.31, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2018 年 8 月
- ・“SIP ドメイン解決のための DNS 相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for SIP domain name resolution based on DNS ) ”, TTC 標準 JJ-90.32, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2019 年 5 月

別表 36.2

【参照規格一覧】

- ・“緊急通報呼に関する NNI 仕様 (Network-to-Network Interface (NNI) specification for emergency) ”, TTC 標準 JJ-90.28, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2022 年 5 月
- ・“IMS 事業者網間の相互接続共通インタフェース ( Common interconnection interface between IMS operator’ s networks) ”, TTC 標準 JJ-90.30, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2022 年 5 月
- ・“キャリア ENUM の相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for carrier ENUM) ”, TTC 標準 JJ-90.31, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2020 年 11 月
- ・“SIP ドメイン解決のための DNS 相互接続共通インタフェース (Common interconnection interface for SIP domain name resolution based on DNS ) ”, TTC 標準 JJ-90.32, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2021 年 5 月
- ・“ISUP 情報のカプセル化に関する技術仕様 (Technical Specification on SIP Interface for ISUP encapsulation) ”, TTC 仕様書 TS-1025, 情報通信技術委員会 (The Telecommunication Technology Committee), 2023 年 2 月

(略)

## 2. セッション制御およびメディア条件

### 2.1 セッション制御

SIP/SDP 規定については TTC 標準 JJ-90.28 (付録も含む)、JJ-90.30 (付属資料、付録も含む) に準拠する。

JJ-90.30 において事業者ごとに選択できるオプション項目について、当社の I P 通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料 a に示す。着信転送サービスについて、JJ-90.27 (JJ-90.30 の参照文書) において事業者ごとに選択できるオプション項目について、当社の I P 通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料 b に示す。 JJ-90.30 の規定に関する追記事項を付属資料 c に示す。

(略)

(略)

## 2. セッション制御およびメディア条件

### 2.1 セッション制御

SIP/SDP 規定については TTC 標準 JJ-90.28 (付録も含む)、JJ-90.30 (付属資料、付録も含む) に準拠する。

JJ-90.30 において事業者ごとに選択できるオプション項目について、当社の I P 通信網としての規定、および直接協定事業者の網に期待する規定を本別表の付属資料 a に示す。JJ-90.30 の規定に関する追記事項を付属資料 c に示す。

なお、ISUP 情報要素に基づく接続やサービス等を限定的に提供する INS 補完策に関する規定については TTC 仕様書 TS-1025 に準拠する。

(略)

付表 a - 3 制御プレーンのトランスポート

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	UDP	[TS 29.165] 6.2 節 [JJ-90.30] 4.2 節 付表 a.4.2-13/2	適用する	利用条件(待ち受けポート番号等) →待ち受けポート番号:5060	

付表 a - 3 削除

付表 a - 6 番号、ネーム、アドレス

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	(略)				
2	tel URI	[TS 29.165] 8.1 節 [JJ- 90.30] 4.3.4.1 節、 付 表 a.4.4- 7/0A	適用する	Local number の利用  Request-URI / P- Asserted-Identity ヘッダにおけるこの URI の適用 <本標準の 4.3.2 節 に従い Request-URI には設定しない。> <本標準の 4.3.4.1 節 に 従 い P- Asserted-Identity ヘッダに適用する。 >  -	
3	海外の事業者 網から有効な 発信者番号が 取得できない 場合に取得不 可URIを含むP- Asserted- Identity ヘッ ダの設定を行 うオプション 機能	[JJ-90.30] 4.3.4.1.2 節	適用する (注)  適用しない		
4	(略)				
注) 着側 IMS 事業者が発側 IMS 事業者に当該機能を要求する場合、「適用する」を選択する。					

付表 a - 6 番号、ネーム、アドレス

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	(略)				
2	削除				
3	削除				
4	(略)				

付表 a - 9 発信エリア情報

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	00XY 番号及び+81AB0 形式番号以外が着信先番号の場合における、発側 IMS 網に対する発信エリア情報設定要求	[JJ-90.30] 4.3.4.4 節	適用する	着側 IMS 網が発側 IMS 網に、発信エリア情報の設定を要求する番号を決定する。	
			適用しない		

付表 a - 9 削除

付表 a - 10 契約者番号

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	00XY 番号及び+81AB0 形式番号以外が着信先番号の場合における、発側 IMS 網に対する契約者番号設定要求	[JJ-90.30] 4.3.4.5 節	適用する	着側 IMS 網が発側 IMS 網に、契約者番号の設定を要求する番号を決定する。	
			適用しない		

付表 a - 10 削除

付表 a - 1 2 ユーザプレーンのトランスポート、メディア、コーデック

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	音声メディア (m=audio)	[TS 29.165] 7.1 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3. 1 節、 4.3.5.1.4. 1 節、 付 表 a.4.2-14/1	適用する	利用する音声コーデック名 (注1、注2) <音声コーデックに関する規定は、本標準の4.3.5.1.4.1 節を参照すること。> →G.711 $\mu$ -law を利用する。	

付表 a - 1 2 ユーザプレーンのトランスポート、メディア、コーデック

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	音声メディア (m=audio)	[TS 29.165] 7.1 節 [JJ-90.30] 4.3.5.1.3. 1 節、 4.3.5.1.4. 1 節、 付 表 a.4.2-14/1	適用する	利用する音声コーデック名 (注1、注2) <音声コーデックに関する規定は、本標準の4.3.5.1.4.1 節を参照すること。> →G.711 $\mu$ -law を利用する。 <u>→接続事業者が要望する場合、CLEARMODE ( [TS-1025] 付属資料 a 参照) を利用することが可能。</u>	

付表 a - 1 4 SIP メッセージボディ

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	MIME タイプ	[TS 29.165] 6.1.4 節 [JJ-90.30] 4.3.5.2 節、 付表 a.4.2- 11/1	適用する	<u>利用する MIME</u> <u>タイプ</u> <u>→利用する MIME</u> <u>タイプ:</u> <u>application/sdp</u>	
				<u>必要な場合は適</u> <u>用する SIP メッ</u> <u>セージボディ</u> <u>MIME の特徴</u> <u>(Content-</u> <u>Disposition、</u> <u>Content-</u> <u>Language ヘッダ</u> <u>の設定値)</u> <u>&lt;Content-</u> <u>Dispositionヘッ</u> <u>ダのパラメータ</u> <u>には初期値</u> <u>("session"及び</u> <u>"render")のみ設</u> <u>定可能とする。&gt;</u>	

付表 a - 1 4 SIP メッセージボディ

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	MIME タイプ	[TS 29.165] 6.1.4 節 [JJ-90.30] 4.3.5.2 節、 付表 a.4.2- 11/1	適用する	SDP (application/sdp) 以外の利用する MIME タイプ	

付表 a - 15 ガイダンス／トーキ

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	アーリー メディア によるリ ングバッ クトーン	[JJ- 90.30] 4.3.2 節	適用する		
			適用しない		

付表 a - 16 付加サービス

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	着信転送サ ービス (CDIV)	[TS 29.165] 12.6 節 [JJ-90.30] 付表 a.4.2- 18/5	適用する	<着信転送に 関するメッセ ージ条件に関 して、[JJ- 90.27]に従う。 > < [JJ-90.27] 付録 i のオプ ション項目を 選択する。>	
2	コミュニケ ーションウエイ テ ィ ン グ (CW)	[TS 29.165] 12.7 節 [JJ-90.30] 付表 a.4.2- 18/6	適用する		
			適用しない		
3	(略)	(略)			

付表 a - 15 削除

付表 a - 16 付加サービス

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	削除				
2	削除				
3	(略)	(略)			

付表 a - 17 SIPメッセージ設定最大長

項番	項目	参照	II-NNIでの 適用	特記事項	備考
1	SIPメッセージの1行 毎最大長	[JJ-90.30] 4.3.8節	事業者間で 協議 した値を適 用	値(byte)を決定する。 →255byte (CRLFを含 む)とする。ただし History-Info はヘッ ダ全体で 2040byte (CRLFを含む)とす る。	
2	SIPメッセ ージの同一 SIPヘッダ 繰り返し最 大回数	[JJ-90.30] 4.3.8節	事業者間で 協議 した値を適 用	最大回数を設定する SIPヘッダ毎に最大回 数を決定する。 →Record-Route、Via ヘッダは最大 20 エントリーとする。 →History-Info ヘッ ダは最大 8 エントリ ーとする。	
3	SIPメッセ ージボディ の最大長	[TS 29.165] 6.1.4節 [JJ-90.30] 4.3.8節、 付表 a.4.2- 12/1	事業者間で 協議 した値を適 用	値(byte)を決定する。 → 3000byteとする。	
4	SIP/SDPメ ッセージの 全体長	[JJ-90.30] 4.3.8節	事業者間で 協議 した値を適 用	値 (byte) を決定す る。 → 6000byteとする。	

付表 a - 17 削除

付表 a - 2 1 障害検知／復旧検知

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	(略)				
2	復旧検知方式	[JJ-90.30] iii.5.3 節	OPTIONS を利用する復旧検知		対向事業者の項番 3 の選択条件を踏まえ協議により決定する。
			Pilot INVITE を利用する復旧検知		
			保守者介在での復旧検知		

付表 a - 2 1 障害検知／復旧検知

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
1	(略)				
2	SIP レイヤにおける復旧検知方式	[JJ-90.30] d.1 節 iii.5.3 節	適用する	SIP レイヤにおける復旧検知の手段を決定する（下記いずれか一方、もしくは両方を選択）。 - OPTIONS を利用する復旧検知 - Pilot INVITE を利用する復旧検知 <本標準の d.1 節に従い、OPTIONS リクエストの送信間隔は 10~600 秒の間で決定し、IMS 事業者間で取り交わす。> <本標準の iii.5.3 節に従い、Pilot INVITE の故障タイマは 30~900 秒の間で決定し、IMS 事業者間で取り交わす。>	
			適用しない		

付表 a - 2 1 障害検知／復旧検知

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
3	INVITE に対して 503 (Service Unavailable) レスポンス返却後、復旧検知の OPTIONS リクエストを受信した際、当該対地からの INVITE リクエストを受付可能な場合にのみ 200 (OK) レスポンスを返却する機能	[JJ-90.30] <u>iii.5.4 節</u>	適用する		
			適用しない		

付表 a - 2 1 障害検知／復旧検知

項番	項目	参照	II-NNI での適用	特記事項	備考
3	INVITE に対して 503 (Service Unavailable) レスポンス返却後、復旧検知の OPTIONS リクエストを受信した際、当該対地からの INVITE リクエストを受付可能な場合にのみ 200 (OK) レスポンスを返却する機能	[JJ-90.30] <u>d.1 節</u>	適用する		
			適用しない		

【付属資料 b】

JJ-90.27 におけるオプション項目の選択表

本付属資料では、JJ-90.27 において事業者ごとに選択できるオプション項目について当社の IP 通信網の規定を示す。付表 a-2～付表 a-21 の網掛け部分が、当社の IP 通信網の規定であり、直接協定事業者の網に期待する規定である。

a.1. オプション項目一覧表のフォーマット

オプション項目の一覧表のフォーマットと見方について付表 a-1 に記載する。

付表 b-1 フォーマット例

項番	項目	網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発網に対して転送起動網がレスポンスで転送履歴を通知する機能	利用する	3.2.2 節		
		利用しない			
2	Privacy ヘッダ (Privacy:history) により転送履歴情報通知可/不可を指定する機能	利用する	4.5.2.6.2.3 節/ TS-3GA- 24.604		
		利用しない			

項番：付表内における各オプション項目の通番を示す。

項目：オプション項目を示す。

網間での利用条件：網間で選択可能なパターンを示す。

関連項目：各オプション項目が参照規格のどの章節に関連するかを示す。

特記事項：「II-NNI での適用」欄に加えて決定すべきオプション項目について示す。

なお、< > で囲まれた TTC 記述に対応した記載を、「→」以降に直接協定事業者が当社、及び当社が直接協定事業者の網に期待する決定事項として示す（当社による追記項目）。

備考：オプション項目に関する補足事項を示す（当社による追記項目）。

【付属資料 b】 削除

a. 2. オプション項目表

オプション項目表を付表 a - 2 に示す。なお、JJ-90.27 の本文および付属資料でサポート必須となっていて当社として特記事項がない項目は各表に明記していない。

付表 b - 2 JJ-90.27 オプション項目一覧表

項番	項目	網間での利用条件	関連項目	特記事項	備考
1	発網に対して転送起動網がレスポンスで転送履歴を通知する機能	利用する	3.2.2 節		
		利用しない			
2	Privacy ヘッダ (Privacy:history) により転送履歴情報通知可/不可を指定する機能	利用する	4.5.2.6.2 .3 節 / TS-3GA-24.604		
		利用しない			